

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年２月３日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社ＬＬホールディングス
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
【電話番号】	０３－５４２５－８８７１
【事務連絡者氏名】	代表取締役 喜多 慎一郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ＬＬホールディングス （東京都港区虎ノ門四丁目１番28号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

- （注１） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ＬＬホールディングスをいいます。
- （注２） 本書中の「対象者」とは、ＳＢＩライフリビング株式会社をいいます。
- （注３） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注４） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注５） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注６） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注７） 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- （注８） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- （注９） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- （注10） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

S B I ライフリビング株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- (i) 平成17年8月29日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- (ii) 平成20年6月1日付にてS B I プランナーズ株式会社を株式交換により100%子会社化したことに伴って交付された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成26年12月12日（金曜日）から平成27年2月2日（月曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（10,239,561株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（10,614,432株）が買付予定数の下限（10,239,561株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成27年2月3日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	10,313,352（株）	10,313,352（株）
新株予約権証券	301,080	301,080
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	10,614,432	10,614,432
（潜在株券等の数の合計）	（301,080）	（301,080）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	106,144
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	3,010
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(g)	116,217
買付け等後における株券等所有割合 ($((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	88.72

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成26年11月11日付で提出した第25期第2四半期報告書(以下「対象者第25期第2四半期報告書」といいます。)に記載された総株主の議決権の数です。

但し、本公開買付けにおいては、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)についても対象としていたため、また、単元未満株式及び特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i)対象者第25期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数(12,596,840株)に、(ii)対象者が平成26年6月30日付で提出した第24期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の第2回新株予約権(19個)及び第3回新株予約権(3,042個)から、平成26年9月30日までに消滅した新株予約権(対象者によれば、平成26年9月30日までに、第3回新株予約権9個が消滅したとのことです。)を除いた数の新株予約権(第2回新株予約権19個及び第3回新株予約権3,033個の目的となる対象者普通株式の数(373,460株)を加えた株式数(12,970,300株)から、(iii)対象者第25期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(974,500株)及び本公開買付けにおいて買い付ける予定のない対象者が保有する自己新株予約権(264個)に係る株式数(31,680株)を控除した株式数(11,964,120株)に係る議決権の数119,641個を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。